

令和6年度就職氷河期世代就業支援促進事業委託業務に係る企画提案指示書

1 委託業務名

就職氷河期世代就業支援促進事業委託業務

2 委託業務の目的等

就職氷河期世代の方々に対する以下の業務の実施により、現状の把握や方向性の確認、その他様々な問題を顕在化させ、それぞれのニーズに応じたきめ細かなサービスを提供することにより、就業へと繋げる。

(1) 個別出張面談・企業説明会の実施

札幌市、函館市、旭川市、北見市、帯広市及び釧路市（以下「道内6地域」という。）において、参加者（就職氷河期世代の方々やその家族、支援者等を含む）へのカウンセリングを行う「個別出張面談」、就職氷河期世代の採用に積極的な各地域の企業や人手不足企業等による事業内容の説明を行う「企業説明会」の実施。

(2) 専門の相談員の配置（カウンセリング支援等）

上記「個別出張面談」「企業相談会」を準備・開催するとともに、出張面談への参加者等の就職氷河期世代の方々の就業に向けたメンタルケアやフォローアップ支援を行う専門の相談員の配置。

3 委託業務の内容

(1) 企業説明会

ア 参加者に対し、就職氷河期世代の採用に積極的な企業や、人手不足産業等を知る機会となる事業内容を具体的に提案してください。

イ 参加企業は、道内中小企業等としますが、就職氷河期世代の採用に積極的な企業や、人手不足産業等の募集・選定に当たって具体的に提案してください。

ウ 実施地域は道内6地域とし、実施回数は1地域当たり1回以上としてください。
会場の選定については、参加者の利便性に配慮してください。

エ 実施スケジュールを示してください。なお、令和7年2月28日までに完了してください。

(2) 個別出張面談

ア 参加者に対し、抱える様々な課題の顕在化を図るための具体的な方法を提案してください。

イ 上記アで顕在化された課題を解決するための支援サービスについて具体的に提案してください。

ウ 実施地域は道内6地域としますが、要望等がある場合には、当該6地域の周辺市町村に在住の就職氷河期世代の方々に職業カウンセリングを行ってください。

また、実施回数は1地域（周辺市町村を含む）当たり3回以上としてください。

エ 実施スケジュールを示してください。

(3) 専門の相談員の配置（カウンセリング支援等）

ア 就職氷河期世代の支援スキルのある専門の相談員の配置やカウンセリングの手法（効果的なカウンセリングを行うため、利用者の就職に対する希望や意識などを的確に把握し、キャリアデザイン形成を支援する方法や、利用者の職業適性を判定する手法等）を具体的に提案してください。

イ 窓口での対面カウンセリングをはじめ、メール、チャットツール等を活用したカウンセリングの効果的な手法について提案してください。

(4) ヒアリング等

ア 企業相談会や個別出張面談に参加した就職氷河期世代の方々や企業に対し、適宜ヒアリングを実施してください。

イ 上記アの結果から優良事例や課題等を抽出し、報告してください。

ウ 利用者の就業状況を把握するための全数調査を実施し、その結果を速やかに委託者に報告してください。

(5) 留意事項

ア 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画（別添参照）に基づき、北海道（ジョブカフェ北海道他5拠点を含む）及びハローワーク等との連携を踏まえた、地域の実情に沿った取組を行う企画内容であること。

- イ 事業を実施するに当たり、必要とされる事務的経費（電話、インターネット利用環境、パソコン、プリンター等）は受託者の負担となります。
- ウ 当該事業の実施に当たっては、北海道就業支援センター(表1)等を拠点としても構いませんし、各地域での企業相談会等の実施に当たっても、地方拠点(表2)等を活用しても構いません。
 (上記センター及び地方拠点を使用する場合には、建物の借料及び地方5拠点における光熱水費の支出は不要です。備品等設備の使用及び費用の負担は、北海道が行うジョブカフェ事業受託者との個別協議が必要となります。)
 なお、上記センター及び地方拠点を活用しないで本事業を実施する場合には、どのような施設・設備により事業を推進するのか具体的に提案してください。
 (上記センター及び地方拠点を活用しない場合には、建物の賃料、光熱水費及び備品等設備の使用及び費用負担は受託者が負うこととなります。)
- エ 利用者管理等については、道が用意した「就業支援システム」を使用しても構いませんが、本業務に従事する者以外の使用・閲覧や情報を施設外に持ち出す必要がある場合は、事前に委託者の書面による承認を得てください。
 なお、当該システムを使用しないで利用者管理等を実施する場合には、どのような手法により管理するのか具体的に提案してください。
- オ 本業務では職業紹介は行いません。職業紹介はハローワークが行いますので、密接な連携を確保してください。
 また、各地方拠点での参加者への職業紹介は、当該参加者の住所地を所管するハローワーク等が行います。
- カ 本業務で提供する就業支援サービスは無料で行うこととし、資料代等のいかなる名目によっても、利用者から金銭を徴収することを禁じます。
- キ 本業務に係る利用状況等については、それぞれ別に定める様式により、期日までに報告してください。
 また、企画提案に係る業務の進捗状況については、随時、報告を求めます。
- ク 就職氷河期世代就業支援促進事業における人件費及び事業費等の4分の3については、国の地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用するので、運用に当たっては留意すること。

表1 センター（札幌）

名称	北海道就業支援センター (ジョブカフェ北海道、ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)
住所	札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル7階 704、705、706号室 (面積：304.58㎡)
利用時間	月～金 10:30～19:00 / 土 10:00～17:00

表2 地方拠点（道内5か所）

名称	住所	利用時間
ジョブカフェ・ ジョブサロン函館	函館市本町32番15号 丸井今井函館店4階	月～金 10:00～17:00
ジョブカフェ・ ジョブサロン旭川	旭川市1条通8丁目108番地 フィール 旭川2階 旭川まちなかしごとプラザ内	月～金 10:30～17:00
ジョブカフェ・ ジョブサロン釧路	釧路市錦町2-4 釧路フィッシャー マンズワーフMOO2階	月～金 10:00～17:00
ジョブカフェ・ ジョブサロン帯広	帯広市西2条南12丁目 JR帯広駅エスタ東館2階	月～金 10:00～17:00
ジョブカフェ・ ジョブサロン北見	北見市大通西2丁目1番地 まちきた 大通ビル5階 ジョブサポートきたみ内	月～金 10:00～17:00

4 委託業務における成果目標

目標項目	目標値
相談窓口において対応した就職氷河期世代の就業者数	174人
相談窓口における就職氷河期世代のカウンセリング数	900件
企業相談会の参加者数	123人

5 企画提案者の資格要件

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有する者であること。
また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有する者をその構成員に含む者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - ク 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ケ コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。
また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

6 審査基準

審査は、次の項目について評価するので、十分留意して企画提案書を作成してください。

- (1) 提案者の適格性
 - ア 提案者の事業内容及び実績から見て受託能力があるか。
 - イ 各業務を実施するための体制は適切か。
- (2) 企画提案内容の目的適合性
 - ア 事業実施の目的及び背景を十分に理解し、明確なコンセプトの元に各業務内容が提案されているか。
 - イ 就職氷河期世代等に対する就業支援内容は適切か。
 - ウ 企業に対する支援内容は適切か。
- (3) 業務遂行方法の妥当性
 - ア 利用者の利便性向上及び安全性の確保（個人情報保護）について、適切な配慮がなされているか。
 - イ 行政・教育機関や産業界など、関係機関との連携方法は適切か。
- (4) 道施策との適合性（「北海道働き方改革推進企業認定制度」「障がい者雇用」及び「パートナーシップ構築宣言」に関する事項）
 - ア 「北海道働き方改革認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。
 - イ 「北海道働き方改革認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認定制度」の一定以上の認証ポイントを獲得しているか。
 - ウ 国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。

7 委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで

8 選定事業者数

1者を選定する。

9 参加表明書の提出

本企画提案への参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書・・・別紙1-1

イ 企業概要票・・・別紙1-2

ウ 誓約書・・・別紙1-3

エ 添付書類

(ア) 参加表明する者が法人の場合は商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書

(イ) 参加表明する者がコンソーシアムの場合は、上記(ア)の書類及びコンソーシアム協定書（別添様式）の写し

(ウ) 道税について滞納がないことを証する納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(エ) 健康保険、厚生年金、雇用保険について支払い義務を履行していることを証する納付証明書等（届出義務がない者については、社会保険等適用除外申出書（別添様式）を提出すること。）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和6年（2024年）5月20日（月）午後5時（必着）

(4) 提出場所・問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎9階）

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業推進係 担当 奥田

メール：okuda.yoshifumi#pref.hokkaido.lg.jp

※迷惑メール対策のため、「#」を「@」に修正の上送信願います。

電話：011-204-5099（直通）

(5) 提出方法

持参または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）とする。

10 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書・・・別紙2

イ 企画提案の内容・・・A4サイズの任意様式（10枚以内）

ウ 「北海道働き方改革推進企業認定制度の認定書」及び「障がい者就労支援企業認定制度の認定書」

※認定等を受けている場合のみ。未提出の場合は認定等を受けていないものとして取り扱います。

※コンソーシアムの場合は、各構成員からの提出が必要です。

(2) 提出部数

11部

※1部は提案者を記載したもの。残り10部は提案者名を記載しないもの

※前記（1）エは各1部

- (3) 提出期限
令和6年(2024年)5月20日(月)午後5時(必着)
- (4) 提出場所
上記「10(4)」のとおり
- (5) 提出方法
持参または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)とする。

11 企画提案書の作成方法

- (1) 別紙2「『就職氷河期世代就業支援促進事業』委託業務企画提案書」を1ページ目とし、次のページに目次を付け、以降、企画提案の内容としてください。
なお、別紙2の「主な業務経歴」欄には国又は地方公共団体と契約を締結し、確実に履行した雇用対策に係る主な実績を記録し、それを示す書類(契約書・報告書等(必須))の写しを1部提出してください。
また、「業務処理体制」欄には本業務に関わる方全てについて必要な事項を記載してください。
- (2) 企画提案書の様式は特に定めませんが、用紙の大きさは日本工業規格A4判とし、前記(1)を除き片面10枚以内としてください。
- (3) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまいませんが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は入れないでください。
- (4) 企画提案説明書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現としてください。
- (5) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止します。
- (6) 提出する企画提案書11部のうち、1ページ目の社名は1部にのみ記入し、残り10部には記入しないでください。
- (7) 提案内容は、全て企画提案書に記載してください。別添となるパンフレットや補充資料、図面等については受理しません。
また、提出された企画提案書は返却しません。
- (8) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできません。

12 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを行います。ヒアリングの日時や場所等については別途通知します。
- (2) ヒアリングに参加しない場合は、企画提案の意思がないものとみなします。
- (3) ヒアリングでのプレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められません。
- (4) プレゼンテーションでは、企画提案書に記載された内容について、提案者からの説明後、委員との質疑応答を行います。
- (5) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、委員による書類選考により、ヒアリング対象者を5者に絞ります。
- (6) ヒアリングの対象とならなかった提案者の提案は無効とします。

13 委託契約に関する基本的事項

委託契約については、次の事項を基本とします。

- (1) 採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合があります。
- (2) 選定された企画提案者に対して、所定の手続きを経た上で見積書の提出を依頼します。
- (3) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わすことはできません。
- (4) 委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときには道に移転しなければなりません。
ただし、道に移転することができない適切な理由がある場合で、事前に道の承認を得たときはこの限りではありません。
- (5) 既に他機関等から委託等を受けている業務について、それと同一の対象範囲の業務については本委託業務の対象とすることができません。

14 その他

- (1) 本企画提案に係る説明会は実施しません。質問等がある場合は個別に説明しますので、担当部局へお問い合わせください。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。
- (3) 企画提案の採否については、文書で通知します。
- (4) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。
- (5) 提出された参加表明書又は企画提案書等の提出書類は返却いたしません。
委託事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮いたします。
ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (6) 提出された書類は、道において必要な場合は、複製を作成することがあります。
- (7) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めません。
- (8) 業務委託先として選定された事業者の提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用については、あらかじめ提案者の了解を得たものとして扱わせていただきます。